

第1章 総 則

第1条 (名称)

Manohiva Japan

第2条 (事務局所在地)

東京都品川区南大井 3-20-11 伊藤ビル 201 株式会社フラオリタヒチ内

第3条 (代表者)

Poerava Taea

第4条 (目的)

タヒチアングダンスを教授することを目的とするダンススクール

第2章 会 員

第5条 (会員資格)

Manohiva Japan (以下「当スクール」という) が会員として適当であるとみ認めた方

1. 暴力団関係者及び当スクールに相応しくないと判断される行為、行動、身なりの方は入会を断る事が出来る。
2. 入会後においても上記事実が判明、発生した場合は、直ちに除名もしくは解約することが出来る。
3. 会員定数を超えていた場合、一定期間を経てからとなる場合がある。

第6条 (入会手続き)

当規約を了承した上、住所、氏名等を定められた事項を記載した申し込みフォームまたは申込書を提出し、入会金を支払ったうえで会員となるものとする。

第7条 (本人確認)

1. 会員の本人確認を行うため、身分証明書の提示を求める場合がある。
2. 会員資格を譲渡する事は禁止とする。

第8条 (諸規則の遵守)

会員はスクール規約及び諸規則を厳守しなければならない。

第9条（資格喪失）

1) 退会 2) 除名 3) 解約

第10条（退会）

会員の意思による退会希望

第11条（除名）

当スクールは会員に次の各項のいずれかに該当する行為があった場合、会員資格を除名することが出来る。

- 1) 当スクールの名誉、品位を著しく傷つけ、また他の会員に迷惑となる行為
- 2) 当スクール規約及び諸規則に違反する行為
- 3) 故意にスタジオの音響、及び設備等を破損した場合
- 4) レッスン料、その他の諸納入を怠り、当スクールより督促を受けても尚、所定の期日までに

納入されない場合

- 5) 当スクール内におけるネットワークビジネス等の商行為、宗教の勧誘、政治的な活動等

第12条（解約）

当スクールは入会金を払い戻すことにより、随時会員との間の入会契約を解約することが出来る。

第13条（責任事項）

1) 当スクールはレッスン場所で生じた人的・物的事故ならびに盗難においては一切その責任を負わないものとする。

注) 当スクールに重大な過失がある場合においては、この限りではない

- 2) 貴重品は預からず、会員各自の責任において管理することを基本とする
- 3) 会員が当スタジオ施設の利用中、重大な自己責任に帰すべき事由により当スタジオまたは第三者に損害を与えた場合、その会員が責任を負うものとする

第3章 入会金、レッスン費

第14条（入会金）

1) 入会金を納入し入会手続きを完了した場合、審査終了後、永久会員資格が得られるものとする。

注) 第9条を除く

- 2) 一旦納入された入会金は、理由の如何を問わずこれを返還しないものとする。

注) 第12条を除く

第15条 (レッスン受講料)

レッスン受講料は口座振替により前払い制とする。

第16条 (変更)

当スクールは運営、管理、その他の事情により入会金、レッスン受講料、諸費用等を変更することができる。

第4章 附 則

第17条 (変更事項の届出)

会員は住所、連絡先等、入会記載事項に変更があった場合、速やかに届けなければならない。

第18条 (改正)

当スクールが必要と認めた場合、スクール規約を改正または別に定めることが出来る。その効力は全ての会員に適用されるものとする。

第19条 (所属)

他のタヒチアンダンススクールに所属中の場合、下記の例外(◆)を除き HIVA、HIVA NUI、メフラ、ティーン、タマリイクラスは受講不可とする。

◆18歳以上

当スクール指導者クラス受講中の会員本人のみ、HIVA/HIVA NUI/メフラクラスを受講可とする。

◆18歳未満(高校生以下)

当スクール指導者クラス受講中の会員の親族に限り、下記の条件に同意の上でティーン/タマリイクラス受講可とする。

-当スクールでの活動を優先すること。双方のスクールが同日のイベントや大会に出演する際は、原則として当スクールでの出演を優先する。

-ティーンクラス卒業後、当スクール所属として活動する意志があること。